

土木学会論文集 特集号（木材工学）投稿要領

(2020年4月23日 改訂)

(2022年4月 4日 改訂)

(2022年9月 5日 改訂)

土木学会木材工学委員会 論文集編集小委員会

土木学会論文集 特集号（木材工学）は、木材の土木分野への利用に関するテーマを扱う論文を掲載する論文集であり、木材工学委員会論文集編集小委員会が査読・編集・発刊を行っている。論文を投稿する際は、本投稿要領に従って執筆・投稿すること。

1. 投稿資格

土木学会木材工学委員会運営要領に定める木材工学委員会が主催する研究発表会（以下、「研究発表会」と言う）で口頭発表またはポスター発表を行った内容に、研究発表会での討議やその後の知見を加え、論文あるいは報告として適切な内容とした原稿であり、原著の個人であること。本会会員、非会員を問わない。

本会は主として個人の資格で参加している会員で構成された団体であることに鑑み、原稿は著者個人の名で提出することを原則とする。共同著作された論文・報告の著作権は、著作がなされた時点で氏名が掲げられた複数の著者に共有される。このため著者名の表示変更（著者の順番変更を含む）は認められない。

2. 原稿提出先

土木学会木材工学委員会論文集編集小委員会（以下、「編集小委員会」と言う）。

3. 原稿提出期日

研究発表会開催日の数週間後で、論文集編集小委員会が指定する期日とする。具体的な期日はホームページ上で公開する(<http://committees.jsce.or.jp/mokuzai07/node/11>)。

ただし討議原稿の受付は、討議の対象とする論文、報告掲載後6か月以内とし、ページ数は4ページ以内とする。

4. 投稿原稿

(1) 執筆要件

研究発表会に投稿した発表概要を元に、発表会で討議された内容について十分に検討した上で執筆すること。和文または英文で執筆すること。

(2) 原稿区分

- a) 論文 理論的または実証的な研究・技術成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであって、独創性があり、論文として完結した体裁を整えていること。
- b) 報告 調査・計画・設計・施工・現場計測などの報告で、技術的・工学的に有益な内容を含むもの。
- c) 討議 発表された論文、報告に関連した討議者の研究・技術成果や意見または質問。

(3) 原稿の具備すべき条件

投稿原稿の具備すべき条件として、

- 1) 正確であること
 - 2) 客観的に記述されていること
 - 3) 内容、記述について十分な推敲がなされていること
 - 4) 研究発表会で、口頭発表またはポスター発表をしているが、他では発表または投稿していないこと
 - 5) 他学協会誌等へ二重に投稿していないこと
- の5点があげられる。ただし4)に関しては、既に発表した内容を含む原稿でも、次のいずれかの項目に該当する場合は投稿を受け付ける。

- 1) 新たな知見が加味され再構成された論文。
- 2) 限られた読者にしか配布されない刊行物、資料に発表された内容を元に、再構成されたもの。個々の論文がこれらに該当するか否かの判断は論文集編集小委員会で行う。この判断を容易にし、また正確を期すため、投稿に当たっては既発表の内容を含む場合、あるいは関連した内容の場合には、これまでどの部分を、どの程度、どこの刊行物に発表してあるかを論文中に明確に記述すること。

(4) 原稿のまとめ方

原稿は次のようにまとめること。

- 1) 目的を明示するとともに、重点がどこにあるかが容易にわかるように記述すること。
- 2) 既往の研究・技術との関連を明らかにすること。すなわち、従来の研究・技術のどの部分を発展させたのかのような点がユニークなのかを示すこと。
- 3) 原稿は要点をよくしぼり、簡潔に記述すること。
- 4) 論文のタイトルは簡潔で、その内容を十分に明らかに表現するものとする。長い論文を分割して、その1、その2・・・とする連載形式は認めない。

(5) 掲載料

掲載料の負担及び支払方法については、ホームページ(<http://committees.jsce.or.jp/mokuzai07/node/11>)を参照のこと。

5. 査読

(1) 査読の目的

投稿原稿(論文、報告、討議)が木材工学論文集に掲載される論文として、ふさわしいものであるかどうかを判定することを目的として査読が行われる。査読に伴って見出された疑義や不明な事項について修正をお願いすることがある。

(2) 査読要領

投稿原稿の査読に当たっては、別に定める査読要領に従って査読員が査読する。

(3) 査読手続

投稿原稿に対し、論文集編集小委員会は査読を行って登載の可否を決定する。論文集編集小委員会は著者に対して問合せ、または内容の修正を求めることがある。

(4) 査読員

一編の投稿原稿に対して、3名の査読員が査読を行う。査読員は論文集編集小委員会において指名するものとする。

(5) 査読の方法

投稿原稿が木材の土木分野への利用においていかなる位置づけにあるか、新しい観点を含む内容か、研究・技術成果の貢献度が大きいかなど、等の点について以下の項目に照らして客観的に評価する。

新規性：内容が公知、既発表または既知のことから容易には導き得るものでないこと。以下に示すような事項に該当する場合は新規性があると評価される。

- ・ 主題、内容、手法に独創性がある。
- ・ 学界、社会に重要な問題を提起している。
- ・ 現象の解明に大きく貢献している。
- ・ 創意工夫に満ちた計画、設計、工事等について貴重な技術的検討、経験が提示されている。
- ・ 困難な研究・技術的検討をなしたとげた貴重な成果が盛られている。
- ・ 時宜を得た主題について総合的に整理し、新しい知見と見解を提示している。

有用性：内容が学術上、工学上、実用上価値があること。以下に示すような事項に該当する場合は有用性があると評価される。

- ・ 主題、内容が時宜を得て有用である、もしくは有用な問題提起を行っている。
- ・ 研究・技術の成果の応用性、有用性、発展性が大きい。
- ・ 木材の土木分野への利用において、将来の展望を与えている。
- ・ 研究・技術の成果は実務にとり入れられる価値を持っている。
- ・ 今後の実験、調査、計画、設計、工事等に取り入れる価値がある。
- ・ 問題の提起、試論またはそれに対する意見として有用である。

- ・実験，実測のデータで研究，工事等の参考として寄与する。
- ・新しい数表，図表で応用に便利である。

□**完成度**：内容が読者に理解できるように簡潔，明瞭，かつ，平易に記述されていること。次のような点に留意して評価する。

- ・全体の構成が適切である。
- ・目的と結果が明確である。
- ・既往の研究・技術との関連性は明確である。
- ・文章表現は適切である。
- ・図・表は分かりやすく作られている。
- ・全体的に冗長になっていない。
- ・図・表等の数が適切である。

□**信頼度**：内容に重大な誤りがなく，また読者から見て信用のおけるものであること。信頼度の評価については，計算等の過程を逐一たどることはしないが，次のような点について留意して客観的に評価する。

- ・重要な文献が落ちなく引用され，公平に評価されている。
- ・従来からの技術や研究成果との比較や評価がなされ，適正な結論が導かれている。
- ・実験や解析，あるいは，計画や設計などの条件が明確に記述されている。

(6) 登載の条件

登載可否の判定は，査読結果に基づいて論文集編集小委員会で行う。修正意見があれば，小委員会で検討の上，修正依頼を行う。修正意見に対して著者が十分な回答を行ったかどうかは，小委員会で判断する。必要があれば修正意見を出した査読員に再査読をお願いすることもある。

(7) 討議

討議の内容が編集委員会によって適当と判断された場合には，原著者に回答依頼をする。回答原稿が提出され，編集委員会によって両者の内容が適当と判断された時点で掲載する。

6. 原稿の作成と投稿

(1) 執筆要領

原稿の作成に当たっては，別に定める執筆要領およびフォーマットに従うこと。

(2) 電子投稿

投稿する際は，論文集編集小委員会ホームページにアクセスして，PDF化した論文をインターネットより投稿する。その他電子投稿に関する詳細は，ホームページを参照のこと。

(<http://committees.jsce.or.jp/mokuzai07/node/11>)

7. 公表された論文の誤植訂正

刊行後判明した著者の責任による軽微な誤植については，訂正記事の掲載はしないため，原稿作成にあたっては十分注意すること。なお，内容の理解にかかわる重大な訂正については，最終的には編集委員会判断するが，訂正記事を掲載する方向で対応する(有料)。

8. 著作権の帰属（譲渡）

土木学会論文集投稿要領に準拠する。

9. その他

□投稿原稿は，電子投稿後，土木学会にて投稿が確認された日付を受付日とする。

□投稿原稿は，体裁上最小限必要とされる条件が満足されているかどうかのチェックがなされ，これが満足されていない場合は不採択となる場合がある。

□個々の原稿についての査読員名および査読内容は一切公表しない。

□登載可決定後，指定期間内に最終原稿が提出されない場合，登載可決定が取り消され却下されることがある。

□最終原稿提出後，掲載論文作成に伴う校正依頼に速やかに対応がなされない場合，登載可決定が取り消され却下されることがある。

付記

本要項は2022年9月5日以降に受け付ける原稿に適用する.

2017年（平成29年）6月1日 制定

2020年（令和2年）4月23日 一部修正

2022年（令和4年）4月 4日 一部修正

2022年（令和4年）9月 5日 一部修正